

一関市監査委員告示第6号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和7年3月18日

一関市監査委員 及 川 弘 人
一関市監査委員 加 藤 伸 弘
一関市監査委員 千 葉 大 作

記

1 監査実施日及び対象

1月31日（金）

対 象	監査 区分	被監査者	
		団 体	担当課
都市農村交流館の指定管理者による管理	指定 管理者	農事組合法人美の郷	生産流通課
千厩酒のくら交流施設の指定管理者による管理	指定 管理者	千厩まちづくり株式会社	千厩支所 産業建設課
花泉宿泊交流研修施設花夢パルの指定管理者による管理	指定 管理者	一般社団法人一関市体育協会	花泉支所 地域振興課
骨寺村荘園交流館、骨寺村荘園休憩所等の指定管理者による管理	指定 管理者	骨寺村ガイダンス運営協議会	骨寺荘園室

2 監査の範囲

令和5年度の財務等に係る事務の執行状況

3 監査の実施内容

監査は、関係書類、帳簿等の提出を求め、出納その他の事務内容を調査するとともに、関係団体及び担当課の職員から説明を受けることにより実施した。

なお、重点的に調査を行った項目は次のとおりである。

- (1) 団体指定の手続きが関係法令、条例等に沿って適正に行われているか。
- (2) 指定管理料の算定が適正に行われ、支出方法・時期が適切か。
- (3) 施設の管理が関係法令、協定書、仕様書等に基づき適正、かつ効率的に行われているか、また住民サービスの向上に努めているか。
- (4) 利用料金等の収納が会計規程等に沿って適正に行われ、運用されているか、また、チェック体制が整っているか。
- (5) 指定管理者から提出された事業報告書等の内容を十分精査し、担当課は管理の状況を的確に把握し、必要な指示を行っているか。
- (6) 管理業務に係る収支が他の事業に係る経費と明確に区別され、適正に処理されているか。

4 監査の結果

別紙監査結果報告書のとおり

監査結果報告書 都市農村交流館

第1 指定管理の概要

施設名 都市農村交流館
指定管理者 農事組合法人美の郷
担当課 生産流通課

- (1) 施設の所在地
一関市巖美町字沖野々220番地1
- (2) 施設の設置目的
農産物、農産物加工品及び郷土食並びに地域情報等の提供を通じて都市と農村の交流を促進し、地域の活性化に資する。
- (3) 施設設置年月日
平成13年4月28日
- (4) 指定管理者団体指定期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間
(指定初年度：平成18年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和5年度指定管理料
0円

第2 監査の結果

令和5年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

千厩酒のくら交流施設

第1 指定管理の概要

施設名 千厩酒のくら交流施設
指定管理者 千厩まちづくり株式会社
担当課 千厩支所産業建設課

- (1) 施設の所在地
一関市千厩町千厩字北方 134 番地
- (2) 施設の設置目的
酒蔵などの歴史的文化的資源を活用し、観光交流の促進を図るとともに地域の活性化に寄与する。
- (3) 施設設置年月日
平成 17 年 4 月 1 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間
(指定初年度：平成 18 年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和 5 年度指定管理料
4,205,000 円

第2 監査の結果

令和 5 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

花泉宿泊交流研修施設花夢パル

第 1 指定管理の概要

施設名 花泉宿泊交流研修施設花夢パル
指定管理者 一般社団法人一関市体育協会
担当課 花泉支所地域振興課

- (1) 施設の所在地
一関市花泉町花泉字伊勢沢 14 番地 3
- (2) 施設の設置目的
恵まれた自然、文化、歴史、産業等の地域資源を活用し、市民、来市者等との各種交流、体験及び研修を通じ、人間性の形成を図り、人づくりやまちづくりを展開するため。
- (3) 施設設置年月日
平成 8 年 10 月 1 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間
(指定初年度：平成 25 年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和 5 年度指定管理料
15,728,000 円

第 2 監査の結果

令和 5 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

骨寺村荘園交流館ほか4施設

第1 指定管理の概要

施設名 骨寺村荘園交流館
指定管理者 骨寺村ガイドス運営協議会
担当課 骨寺荘園室

- (1) 施設の所在地
一関市巖美町字若神子 241 番地 2
- (2) 施設の設置目的
骨寺村荘園遺跡を有し、中世の歴史的景観を伝える本寺地区の伝統的な農村文化の体験及び地域情報等の提供を通じて来訪者との交流を促進し、地域の活性化に資する。
- (3) 施設設置年月日
平成 23 年 5 月 22 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間
(指定初年度：平成 23 年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和 5 年度指定管理料
22,360,277 円 (5 施設合算)

施設名 骨寺村荘園休憩所

- (1) 施設の所在地
一関市巖美町字駒形 154 番地 3
- (2) 施設の設置目的

骨寺村荘園遺跡を有し、中世の歴史的景観を伝える本寺地区の伝統的な農村文化の体験及び地域情報等の提供を通じて来訪者との交流を促進し、地域の活性化に資するため。

- (3) 施設設置年月日
平成 21 年 7 月 11 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和 5 年度指定管理料
支出有（5 施設合算）

施設名 骨寺村荘園広場

- (1) 施設の所在地
一関市巖美町字駒形 64 番地 1
- (2) 施設の設置目的
骨寺村荘園遺跡を有し、中世の歴史的景観を伝える本寺地区の伝統的な農村文化の体験及び地域情報等の提供を通じて来訪者との交流を促進し、地域の活性化に資するため。
- (3) 施設設置年月日
平成 23 年 5 月 22 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
無
- (7) 平成 27 年度指定管理料
支出有（5 施設合算）

施設名 骨寺村荘園若井原駐車場

- (1) 施設の所在地
一関市巖美町字若井原 159 番地 3
- (2) 施設の設置目的
骨寺村荘園遺跡を有し、中世の歴史的景観を伝える本寺地区の伝統

的な農村文化の体験及び地域情報等の提供を通じて来訪者との交流を促進し、地域の活性化に資するため。

- (3) 施設設置年月日
平成 25 年 4 月 1 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
無
- (7) 令和 5 年度指定管理料
支出有（5 施設合算）

施設名 骨寺村荘園山王窟駐車場

- (1) 施設の所在地
一関市巖美町字板川 94 番地 11
- (2) 施設の設置目的
骨寺村荘園遺跡を有し、中世の歴史的景観を伝える本寺地区の伝統的な農村文化の体験及び地域情報等の提供を通じて来訪者との交流を促進し、地域の活性化に資するため。
- (3) 施設設置年月日
平成 25 年 4 月 1 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
無
- (7) 令和 5 年度指定管理料
支出有（5 施設合算）

第 2 監査の結果

令和 5 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。